

⇩ 物納申請中の金銭納付

Q : 私は、父の相続税につき、物納を申請していますが、その土地を買い取りたいという話が持ち上がっています。この場合、どんな取扱いになりますか？

A : 延滞税がかかってきますので注意してください。

【解説】

物納申請中に、その対象となる土地が高く売却できることとなった場合には、その土地を売って相続税額を支払うということができます。

また、この場合には、物納申請を取り下げて延納に切り替えるということもできます。

これまでですと、物納申請の取下げと同時に延納申請書を提出し許可を受ければ、その税額に相当する部分は利子税の対象とすることができましたが、今年の税制改正において、国の判断によって物納申請が却下され、延納に切り替えられた場合に限り、従来どおり利子税が付加され、それ以外のケース、たとえば納税者の都合によって物納申請を取り下げるという場合には、延滞税の対象とされることとなりましたので注意してください。

利子税の割合は、年0.7%から3.6%ですが、延滞税は、納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までについては、「年7.3%」と「前年11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合(平成18年度は年4.1%)、その後については年14.6%の割合となります。

